



福岡県医発第1134号(地)

平成18年9月1日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武



精神病床における入院患者調査について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別添のとおり通知があり、平成18年8月31日開催の本会第17回全理事会において協議の結果、協力することになりました。

本調査は、本年4月1日に施行されました障害者自立支援法において、福岡県が県障害福祉計画の策定することに伴い、本県の精神病床における入院患者の状況やニーズを把握することを目的として行われるものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、本調査につきまして、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、調査対象は県内の精神病床を有する全ての医療機関における精神病床の入院患者で、調査日において入院期間が1年以上の全患者となっております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・福富稔明





18障第 1825号
平成18年 8月21日

福岡県医師会
会長 横倉 義武 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長



精神病床における入院患者調査について

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月1日に施行されました障害者自立支援法におきましては、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととしています。精神病床における長期入院患者が退院し社会復帰するためには、退院に向けての必要な受け皿の計画的な整備及び確保が不可欠だと考えています。

このことから、障害者自立支援法において、県は県障害福祉計画を策定することとされています。本計画においては、平成23年度における退院可能精神障害者の減少目標値やサービス見込み量等を設定するよう定められているところです。

更に、医療法に基づいて県が策定する医療計画においても、年齢階級別1年以上入院患者数や新規1年以上入院患者数等より精神病床の基準病床数を算定することとされています。

そのため、本県の精神病床における入院患者の状況やニーズを把握し、県障害福祉計画及び医療計画策定の基礎資料とすることを目的として、本調査を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 調査対象

今回の調査は、平成18年8月31日（木）を調査日とする。

県内の精神病床を有する全ての医療機関における精神病床の入院患者で、調査日において入院期間が1年以上の全患者。

2 調査票

別紙のとおり



精神病床における入院患者調査

回答日:平成18年 ____月 ____日

◎ 対 象 : 平成17年9月1日以前に貴院に入院し、継続して1年以上入院している方。

※ 平成18年8月31日現在の状況についてご記入ください。

※ 対象者ごとに記入をお願いいたします。

※ 主治医、スタッフ、本人、家族等と相談し、総合的に検討してご回答ください。

(注)該当するものに○印を付けてください。また、設問8～12(◆印付)は、主治医がご記入ください。

◇対象者 No. _____

【設問1】入院の形態について

[1. 措 置 2. 医療保護 3. 任 意 4. 応 急 5. その他]

【設問2】患者の生年月日、性別について

[大正・昭和・平成 ____年 ____月 ____日 : 男・女]

【設問3】今回の入院年月日について

[昭和・平成 ____年 ____月 ____日]

【設問4】適用保険について(複数回答可)

[1. 医療保険 2. 介護保険 3. 生活保護 4. 措置入院]

【設問5】経済状況について(複数回答可)

[1. 障害年金1級 2. 障害年金2級 3. その他の年金 4. 生活保護 5. 家族からの援助 6. その他]

【設問6】入院時住所について

[_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村]

【設問7】推定発症年月について

[1. 大正・昭和・平成 ____年 ____月頃 2. 不 明]

◆【設問8】現在の主な疾患について(別紙①「疾患名コード表」より該当するもの1つを記入してください)

[疾患名コード番号 :]

◆【設問9】身体合併症について

(1) 慢性の経過にある主な身体合併症(選択は2つまで)

[1. 呼吸器系疾患 5. 代謝系疾患
2. 消化器系疾患 6. 内分泌系疾患
3. 心・血管系疾患 7. その他の系疾患
4. 筋・神経系疾患 8. 合併症なし]

(2) 身体合併症治療に必要な治療形態(選択は2つまで)

[1. 院内の専門医(他科医)による入院治療が必要
2. 入院治療が必要であり、院外の専門医(他科医)を受診
3. 専門医(他科医)による入院治療が必要だが、諸般の事情でやむなく主治医(精神科医)が治療
4. 入院治療が必要であるが、主治医(精神科医)が治療できる
5. 治療継続は必要だが、入院外でも可能
6. 入院・入院外の治療は特に必要ない]

◆【設問10】精神症状・能力障害二軸評価について

(1) 精神症状評価について

1. 症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常生活の中ではほとんど目立たない程度である。
2. 精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内の保護的環境でリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3. 精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることもある。
4. 精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達が判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状（欠陥状態、無関心、無為、自閉など）、慢性的幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5. 精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達に粗大な欠陥（ひどい滅裂や無言症）がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6. 活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の認知症などにより著しい逸脱行動（自殺企図、暴力行為など）が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

(2) 能力障害評価について（詳細は別紙②「能力障害評価表」を参照願います。）

1. 精神障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通にできる。
2. 精神障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
3. 精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
4. 精神障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。
5. 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

◆【設問11】生活障害評価について（各々別紙③「生活障害評価表」より該当する番号に○印を付してください。）

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 食 事 | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (2) 生活リズム | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (3) 保 清 | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (4) 金銭管理 | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (5) 服薬管理 | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (6) 対人関係 | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (7) 社会的適応を妨げる行動 | 【 1 2 3 4 5 】 |
| (8) 通院・外出能力 | 【 1 2 3 4 5 】 |

◆【設問12】退院の可能性について

(1) 精神症状について

1. 寛 解 2. 改善傾向 3. 動揺性(含院内寛解) 4. 増悪傾向 5. 難治または慢性長期化

(2) 退院について

1. 精神症状や社会的要因以外の要因のために退院が難しい状況である。
【“1”を選択した場合は、さらに退院困難な要因についてもお答えください。】
[退院困難な要因 : a. 身体合併症があるため b. その他()]
2. 家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因のために退院が困難である。
3. 精神症状残存だが、支援により退院可能であると思われる。
4. 精神症状残存のために退院は難しい状況である。
5. 近い将来退院できる（3ヶ月以内）見込みである。
6. 調査日（平成18年8月31日）には退院が決まっている。

設問12の(2)で“1、4、5、6”を選択した場合、以下の回答は不要です。

(“2” および “3”を選択された場合のみ、次へ進んでください。)

【設問 1 3】退院に向けて予想される退院先住所について

- 〔 1. 自 宅 2. 自宅以外 〕

退院先住所〔 都・道・府・県 市・区・町・村 〕

【設問 1 4】本人をめぐる状況について（重要と思われる事柄を優先順に3つ以内でご記入ください。）

- 〔 1. 病状が不安定
2. 病識がなく通院服薬の中断が予想される
3. 反社会的行動が予想される
4. 退院意欲が乏しい
5. 現実認識が乏しい
6. 退院による環境変化への不安が強い
7. 援助者との対人関係が持てない
8. 家事（食事・洗濯・金銭管理等）ができない
9. 生活費の確保ができない 〕

順位①	順位②	順位③

【設問 1 5】退院に向けての必要な支援について（重要と思われる事柄を優先順に3つ以内でご記入ください。）

- 〔 1. 継続した治療の必要性を理解させる
2. 社会生活技術の取得を促す
3. 地域の社会資源情報を伝える
4. 地域の生活訓練への体験通所（作業所や地域活動支援センター等への体験通所）
5. 外出・外泊訓練 〕

順位①	順位②	順位③

【設問 1 6】家族をめぐる状況について（最も近いと思われる事柄一つをご記入ください。）

- 〔 1. 家族がいない
2. 本人をサポートする家族の機能が充分でない
3. 家族から退院に反対がある
4. その他
5. 特に問題なし 〕

1つのみ

【設問 1 7】地域をめぐる状況について（重要と思われる事柄を優先順に3つ以内でご記入ください。）

- 〔 1. 住まいの確保ができない
2. 働く場がない
3. 日常生活を支える制度がない
4. 退院に向けてサポートする人が地域にいない
5. 退院後に治療的サポートする人が地域にいない
6. 救急医療体制がない
7. 住所地と入院先の距離があり支援体制がとりにくい 〕

順位①	順位②	順位③

【設問 18】退院に向けて必要と思われるさまざまなサービスについて（複数回答可）

〔訪問系サービス〕

1. 居宅介護 : 自宅に戻ることが予想されるが、日常生活上の援助が必要であり、ホームヘルプの利用が必要である。
2. 行動援護 : 自宅に戻ることが予想されるが、精神障害により行動上著しい困難を有するため、常時介護が必要である。

〔日中活動系サービス〕

3. 自立訓練 (生活訓練) : 地域生活への移行を図る上で、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援が必要であると思われる。
4. 就労移行支援 : 退院後に一般企業への就職が見込まれ、そのために就労に必要な知識・能力の向上、実習、職場探し等の訓練が必要であると思われる。(65歳未満)
5. 就労継続支援 (雇用型) : 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と思われる。(65歳未満)
6. 就労継続支援 (非雇用型) : 就労移行支援等を利用しても一般企業等の雇用に結びつかないと思われる者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されると思われる。

〔居住系サービス〕

7. 自宅に住めない事情があるため、グループホーム(共同生活援助)への入居が必要と思われる。
8. 入浴や排泄、食事などの日常生活上の世話や介護サービス等が必要であるため、ケアホーム(共同生活介護)への入居が必要と思われる。
9. 施設入所 : 夜間において、介護が必要であると思われる。もしくは、自立訓練または就労移行支援の利用が見込まれるが、通所が困難であると思われる。

〔その他のサービス〕

10. 地域活動支援センターの利用が見込まれる。
11. 居場所の確保(ディケア等)が必要と思われる。
12. 短期入所サービスが必要と思われる。
13. その他のサービスが必要と思われる。

具体的に:

14. いずれのサービスも必要なし。

※ その他、ご意見などがありましたら自由にご記入ください。

— ご協力ありがとうございました。 —